



# 山形県公報

平成19年4月27日(金)  
第1836号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (総合防災課) ...705
- 山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則..... (経営安定対策課) ...706

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... (健康福祉企画課) ... 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... ( 同 ) ...707
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出..... ( 同 ) ... 同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出..... ( 同 ) ... 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... (最上総合支庁福祉課) ...709
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ... 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ...710
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... ( 同 ) ... 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... (置賜総合支庁福祉課) ... 同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ...711
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ... 同
- 種畜証明書の有効期間の延長の通報..... (工口農業推進課) ... 同
- 土地改良区の定款変更の認可..... (村山総合支庁農村計画課) ...712
- 土地改良区の役員の退任の届出..... (最上総合支庁農村計画課) ... 同
- 土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ...713
- 土地改良区の定款変更の認可..... ( 同 ) ...714
- 基本測量の実施の通知..... (管 理 課) ... 同
- 道路の位置の指定..... (村山総合支庁建築課) ... 同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... (情報企画課) ...715
- 県営住宅入居者の一般公募..... (庄内総合支庁建築課) ... 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告..... (公安委員会) ...718

### 正 誤

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第71号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則  
山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号口中「2,342,000円」を「2,326,000円」に改め、同表第3項第3号イの表中

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,200 | 22,100 | 32,600 | 39,000 | 49,500 | 7,200  |
| 28,400 | 36,700 | 51,200 | 60,100 | 75,400 | 10,300 |

を

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,300 | 22,300 | 32,800 | 39,300 | 49,800 | 7,300  |
| 28,600 | 37,000 | 51,600 | 60,500 | 75,900 | 10,400 |

に改め、同号口

の表中

|       |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 円     | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 5,600 | 7,500  | 11,300 | 13,700 | 17,400 |
| 9,000 | 11,900 | 16,800 | 19,900 | 25,200 |

を

|       |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 円     | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 5,600 | 7,600  | 11,400 | 13,800 | 17,500 |
| 9,100 | 12,000 | 16,900 | 20,000 | 25,400 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第72号

山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則（平成10年10月県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

山形県告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地  | 指定年月日      |
|-----------|-------------|------------|
| ひろみ薬局     | 新庄市桧町21番地12 | 平成19. 2.28 |

山形県告示第480号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日      |
|-----------|------------|------------|
| ひろみ薬局     | 新庄市桧町18番地3 | 平成19. 2.27 |

山形県告示第481号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
株式会社紅喃調剤  
山形市南原町三丁目19番24号
- (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |          | 変更年月日      |
|-----------|----------|------------|
| 変更前       | 変更後      |            |
| 紅喃調剤薬局    | 株式会社紅喃調剤 | 平成19. 1.30 |

山形県告示第482号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
株式会社コムスン 江保福祉用具センター  
山形市あかねヶ丘一丁目2番33号
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地     |                  | 変更年月日      |
|----------------|------------------|------------|
| 変更前            | 変更後              |            |
| 山形市江俣四丁目11番14号 | 山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 | 平成19. 3. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ニチイケアセンター若葉  
新庄市若葉町24番19号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |             | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|-------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後       |            |
| アイリスケアセンター若葉      | ニチイケアセンター若葉 | 平成19. 4. 1 |

## 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター山形  
山形市上町三丁目12番6号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |             | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|-------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後       |            |
| アイリスケアセンター山形      | ニチイケアセンター山形 | 平成19. 4. 1 |

## 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター山形五十鈴  
山形市五十鈴二丁目2番68号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |                | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|----------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後          |            |
| アイリスケアセンター山形五十鈴   | ニチイケアセンター山形五十鈴 | 平成19. 4. 1 |

## 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター山形中央  
山形市城西町四丁目18番30号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |               | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|---------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後         |            |
| アイリスケアセンター山形中央    | ニチイケアセンター山形中央 | 平成19. 4. 1 |

## 6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター西米沢  
米沢市成島町二丁目1番110-16号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |              | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|--------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後        |            |
| アイリスケアセンター西米沢     | ニチイケアセンター西米沢 | 平成19. 4. 1 |

## 7 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター米沢  
米沢市金池五丁目13番21号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |             | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|-------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後       |            |
| アイリスケアセンター米沢      | ニチイケアセンター米沢 | 平成19. 4. 1 |

## 8 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター天童  
天童市中里七丁目4番5号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |             | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|-------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後       |            |
| アイリスケアセンター天童      | ニチイケアセンター天童 | 平成19. 4. 1 |

## 山形県告示第483号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------|--------------------------------------|---------------|-------------|
| 有限会社北国ホーム新庄<br>新庄市沖の町5番11号 | ほっと新庄デイサービスセンター<br>新庄市大字泉田下村西19番地の43 | 通 所 介 護       | 平成19. 3. 18 |

## 山形県告示第484号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                              | 廃止年月日      |
|------------------------------|------------------------------------------|------------|
| 株式会社羽根沢<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | ケアサポート24指定居宅介護支援事業所<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | 平成19. 4. 8 |

## 山形県告示第485号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                          | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 有限会社北国ホーム新庄<br>新庄市沖の町5番11号 | ほっと新庄デイサービスセンター<br>新庄市大字泉田下村西19番地の43 | 介護予防通所介護    | 平成19. 3. 18 |

## 山形県告示第486号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地  |                             | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日      |
|---------------------------------|--------------|-----------------------------|-------------|------------|
|                                 | 変更前          | 変更後                         |             |            |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター若葉 | ニチイケアセンター若葉<br>新庄市若葉町24番19号 | 居宅介護        | 平成19. 4. 1 |

## 山形県告示第487号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日       |
|---------------------------------|---------------------------------------|-----------|-------------|
| 社会福祉法人南陽<br>南陽市宮内3750番地の1       | ほなみケアセンター高畠<br>東置賜郡高畠町大字高畠521番地3      | 訪問介護      | 平成19. 3. 31 |
| 川西町<br>東置賜郡川西町大字上小松1567番地       | 訪問看護かわにしステーション<br>東置賜郡川西町大字上小松2918番地2 | 訪問看護      | 同           |
| 有限会社菜の花苑<br>東置賜郡高畠町大字小其塚1233番地5 | 宅老所 たかはた菜の花苑<br>東置賜郡高畠町大字小其塚1233番地の5  | 通所介護      | 同           |
| 株式会社藤倉<br>米沢市城南一丁目3番2号          | 株式会社藤倉<br>米沢市城南一丁目3番2号                | 福祉用具貸与    | 同           |

山形県告示第488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                          | 廃止年月日       |
|---------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人松風会<br>東置賜郡高畠町大字高畠303番地の1 | まほろば荘居宅介護支援事業所<br>東置賜郡高畠町大字福沢705番地の1 | 平成19. 3. 31 |

山形県告示第489号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                           | 介護予防サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----------------|-------------|
| 社会福祉法人南陽<br>南陽市宮内3750番地の1     | ほなみケアセンター高畠<br>東置賜郡高畠町大字高畠521番地3      | 介護予防訪問介護        | 平成19. 3. 31 |
| 川西町<br>東置賜郡川西町大字上小松<br>1567番地 | 訪問看護かわにしステーション<br>東置賜郡川西町大字上小松2918番地2 | 介護予防訪問看護        | 同           |
| 株式会社藤倉<br>米沢市城南一丁目3番2号        | 株式会社藤倉<br>米沢市城南一丁目3番2号                | 介護予防福祉用具<br>貸与  | 同           |

山形県告示第490号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の有効期間の延長をした旨の通報があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 証明書<br>番号           | 家畜の<br>種類 | 品 種  | 名 前     | 飼 養 者                |       | 延長期間                     |
|---------------------|-----------|------|---------|----------------------|-------|--------------------------|
|                     |           |      |         | 住 所                  | 名 称   |                          |
| 平 18<br>山形県1<br>第1号 | 牛         | 黒毛和種 | 糸 落 合   | 東置賜郡高畠町大<br>字二井宿4947 | 齋 藤 勝 | 平成19年度<br>定期種畜検査<br>の日まで |
| 平 18<br>山形県1<br>第2号 | 同         | 同    | 安 秀 165 | 山形市松波二丁目<br>8番1号     | 山 形 県 | 同                        |
| 平 18<br>山形県1<br>第3号 | 同         | 同    | 北 景 茂   | 同                    | 同     | 同                        |
| 平 18<br>山形県1<br>第4号 | 同         | 同    | 平 安 菊   | 同                    | 同     | 同                        |
| 平 18<br>山形県1<br>第5号 | 同         | 同    | 紋 重 桜   | 同                    | 同     | 同                        |

|            |   |          |                                 |                 |      |   |
|------------|---|----------|---------------------------------|-----------------|------|---|
| 平山形県18第6号  | 同 | 同        | 徳次郎                             | 同               | 同    | 同 |
| 平山形県18第7号  | 同 | 同        | 平忠勝                             | 同               | 同    | 同 |
| 平山形県18第8号  | 同 | 同        | 景勝 21                           | 同               | 同    | 同 |
| 平山形県18第10号 | 同 | 同        | 勝雄                              | 同               | 同    | 同 |
| 平山形県18第11号 | 豚 | 大ヨークシャー種 | ゼンノーダブル - 0201 - 2300           | 同               | 同    | 同 |
| 平山形県18第12号 | 同 | 同        | トミチク10 - 7030<br>ヨーク5450 - 5807 | 同               | 同    | 同 |
| 平山形県18第13号 | 同 | ランドレース種  | ヤマガタ03 - 9417                   | 同               | 同    | 同 |
| 平山形県18第17号 | 同 | デュロック種   | フジロック217 - 031626               | 同               | 同    | 同 |
| 平山形県18第19号 | 牛 | 黒毛和種     | 波紋昌                             | 東田川郡三川町猪子甲82番地1 | 佐藤正寿 | 同 |

山形県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日  
平成19年4月19日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所             |
|----------|------|----------------|
| 理事       | 三原忠勝 | 新庄市十日町字中川原19番地 |
| 同        | 工藤宣彌 | 同 大字萩野字塩野369番地 |
| 同        | 畠腹勝  | 同 大字萩野81番地     |

|     |           |                    |              |
|-----|-----------|--------------------|--------------|
| 同   | 安 食 賢 一   | 同                  | 764番地        |
| 同   | 笹 昭 一     | 同                  | 大字泉田字泉田479番地 |
| 同   | 樋 口 彦 弥   | 同                  | 大字昭和921番地    |
| 同   | 青 柳 肇     | 最上郡金山町大字下野明569番地の5 |              |
| 同   | 岸 伊 和 男   | 東京都杉並区久我山四丁目23番7号  |              |
| 同   | 佐 藤 里 瑠   | 最上郡真室川町大字内町1210番地  |              |
| 監 事 | 山 口 征 男   | 新庄市大字萩野字塩野357番地    |              |
| 同   | 星 川 英 男   | 同                  | 大字萩野267番地    |
| 同   | 阿 部 一     | 最上郡金山町大字上台103番地    |              |
| 同   | 高 橋 榮 一 郎 | 新庄市大町2番25号         |              |

山形県告示第493号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                |
|----------|---------|--------------------|
| 理 事      | 山 科 幸 陽 | 新庄市十日町3984番地       |
| 同        | 伊 藤 政 昭 | 同 大字萩野字二枚橋139番地    |
| 同        | 安 食 賢 一 | 同 大字萩野764番地        |
| 同        | 工 藤 宣 彌 | 同 大字萩野字塩野369番地     |
| 同        | 笹 昭 一   | 同 大字泉田字泉田479番地     |
| 同        | 樋 口 彦 弥 | 同 大字昭和921番地        |
| 同        | 青 柳 肇   | 最上郡金山町大字下野明569番地の5 |
| 同        | 岸 伊 和 男 | 東京都杉並区久我山四丁目23番7号  |
| 同        | 佐 藤 里 瑠 | 最上郡真室川町大字内町1210番地  |
| 監 事      | 星 川 英 男 | 新庄市大字萩野267番地       |

|   |       |   |                 |
|---|-------|---|-----------------|
| 同 | 石川正志  | 同 | 大字荻野字塩野285番地    |
| 同 | 渡部幸一  |   | 最上郡金山町大字上台356番地 |
| 同 | 高橋榮一郎 |   | 新庄市大町2番25号      |

## 山形県告示第494号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日  
平成19年4月17日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第495号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
酒田市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成19年5月25日から平成20年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量(一等磁気測量)

## 山形県告示第496号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 指定の番号 私有村総建第102号
- 2 指定の場所 東根市大字蟹沢字三本檀1646番7の一部、1646番3の一部
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長73.61メートル
- 4 指定年月日 平成19年4月19日

---

## 公 告

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部改革推進室情報企画課給与システム班 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 74,214,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

---

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年4月27日

山形県知事 齋 藤 弘



(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障がい 身体障がい者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成19年5月7日から同月17日まで(土・日曜日は休館となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年5月17日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成19年7月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年4月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 195,189,120円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行    | 誤                         | 正        |
|------------|-----------|-----|------|---------------------------|----------|
| 平成19. 3.30 | 第1828号    | 528 | 下から5 | 、「ものについては」を「ときは」<br>に改める。 | 改める。     |
| 同 4.13     | 第1832号    | 633 | 13   | 指定                        | 指定)の一部改正 |